別記様式第１号（第４関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　　　号

　年　　月　　日

　東京都知事　殿

　住所：

氏名：　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　年度東京産農産物の学校給食活用促進事業（学校給食に取り組む農業者への

農業機械導入支援）費補助金交付申請書

　下記のとおり事業を実施したいので、東京産農産物の学校給食活用促進事業（学校給食に取り組む農業者への農業機械導入支援）費補助金交付要綱第４の１の規定に基づき、補助金　　　　　　　円の交付を申請します。

記

１　事業の目的及び内容

別添１のとおり

２　経費の内訳

（１）（２）以外の出荷用機械について（補助率２／３以内）

　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業内容（導入する出荷用機械） | 補助対象経費（税抜）　　　（Ａ） | 負担区分 |
| 都補助金（Ｂ）=（Ａ）×補助率 | 補助事業者負担費（Ａ）－（Ｂ） |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |

※負担区分の都補助金は、千円未満切捨て

（２）エコ農産物の出荷に必要な出荷用機械について（補助率３／４以内）

　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業内容（導入する出荷用機械） | 補助対象経費（税抜）　　　（Ａ） | 負担区分 |
| 都補助金（Ｂ）=（Ａ）×補助率 | 補助事業者負担費（Ａ）－（Ｂ） |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |

※負担区分の都補助金は、千円未満切捨て

３　収支予算

　（１） 収入の部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　　　分 | 予　算　額（円） | 備　　　考 |
| 補助事業者負担費 |  |  |
| 都　　補　　助　　金 |  | （千円未満切捨て） |
| 収　　入　　計　 |  |  |

（２） 支出の部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 予　算　額（円） | 備　　　考 |
| 学校給食に係る出荷用機械 |  |  |
| 支　　出　　計　 |  |  |

※収入計と支出計を一致させること。

４　事業完了予定年月日

 　　　　年　　月　　日

５　添付資料

（１）経費の積算根拠資料（相見積り推奨）、出荷用機械のカタログ、設置予定位置図

 （２）エコ農産物の出荷や経営力の向上に取組む農業者（認定農業者、ＧＡＰ認証取得者等）にあっては、各種認定書等の写し

（３）その他東京都が必要と認める資料

別添１（別記様式第１号関係）

学校給食向け出荷に係る事業計画書

１．事業の目的及び内容

（現在の学校給食の出荷先（地域内外）と出荷品目、今後の出荷先、新たな品目や出荷量増大の内容について出荷用機械導入理由を含めて簡潔に記入）

２．経営規模と農産物の生産状況

|  |  |
| --- | --- |
| 経営農地面積（a） | 主な品目名 |
|  |  |

３．学校給食に係る出荷目標等

（１）機械処理品目に係る現状と目標

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 品　目 | 現状（事業実施前年度） | 目標（実施後1年目） | 目標（実施後2年目） | 目標（実施後3年目） |
| 作付面積 | 生産量 | 　 | 作付面積 | 生産量 | 　 | 作付面積 | 生産量 | 　 | 作付面積 | 生産量 | 　 |
| うち学校給食出荷量 | うち学校給食出荷量 | うち学校給食出荷量 | うち学校給食出荷量 |
| （a） | (kg) | (kg) | （a） | (kg) | (kg) | （a） | (kg) | (kg) | （a） | (kg) | (kg) |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |

※品目数に必要に応じ、適宜行を増やして記載すること。

※エコ農産物の出荷に必要な出荷用機械を導入する場合は、対象の品目の横に（エコ）と表記し、認証取得証の写しを添付すること。

（２）学校給食向け作付面積、主要品目及び出荷先に係る現状と目標

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 現状（事業実施前年度） | 目標（実施後1年目） | 目標（実施後2年目） | 目標（実施後3年目） |
| 学校給食向け作付面積（a） |  |  |  |  |
| 学校給食向け出荷品目（主要品目のみ） |  |  |  |  |
| 学校給食の出荷先（主要出荷先）※地域内外が分かるよう記載 |  |  |  |  |

＜備考＞

 （※１）学校給食向け作付面積は、生産量と学校給食出荷量の比で算出。なお、根拠資料は、東京都が求めた際に速やかに提出できるようにすること。

（※２）地域内外が分かるよう記載

４．経営力の向上、食育活動や地産地消への取組（現在の状況）

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 取組状況 |
| □食育や地産地消の推進を内容としたＳＮＳの配信 | 年間配信数（　　　　　　　　　） |
| □食育や地産地消の推進を内容としたＨＰの作成 | 年間更新数（　　　　　　　　　） |
| □学校の出前授業の実施 | 年間の出張回数（　　　　　　　） |
| □農場見学の受け入れ | 年間の受入回数（　　　　　　　　） |
| □自治体のセミナー講師 | 年間の出張回数（　　　　　　　　） |
| □認定農業者又は認定新規就農者 |  |
| □エコ農産物認証生産者 |  |
| □ＧＡＰ認証者 |  |
| □学校給食向けに住所地の区市町村かつ区市町村外へ出荷 |  |

（備考）

現在実施している取組について、項目の□にチェックし、右の取組状況欄にご記入ください。

東京都の求めに応じ、証明できる書類を整理しておくこと

【連絡先】

氏　名：

住　所：

＜連絡先＞

携　帯：

メール；

別記様式第１号の２（第４関係）

**誓　約　書**

東 京 都 知 事　　殿

東京産農産物の学校給食活用促進事業（学校給食に取り組む農業者への農業機械導入支援）費補助金交付要綱第４の規定に基づく補助金等の交付の申請を行うに当たり、当該申請により補助金等の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員、使用人、従業員、構成員等を含む。）が東京都暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団、同条第３号に規定する暴力団員又は同条第４号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、同要綱第１６の規定により補助金等の交付の決定の取消しを受けた場合において、同要綱第１７の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

　　年　　月　　日

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

＊　法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

＊　この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。

　・　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者

　・　暴力団員を雇用している者

　・　暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者

　・　暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者

　・　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

別記様式第２号（第５関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　　号

　住所：

氏名：

　　　　年　月　日付　　　　第　　　　号で補助金の交付申請のあった　　　年度東京産農産物の学校給食活用促進事業（学校給食に取り組む農業者への農業機械導入支援）（以下「補助事業」という。）については、申請の内容を審査したところ適当と認められるので、下記により　　　年度補助金を交付する。

　　　　　年　　月　　日

　　　東京都知事　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

記

　第１　交付金額　　　　　金　　　　　　　　円

　第２　補助事業の内容等

補助事業の内容等は、申請書記載のとおりとする。

　第３　補助率等

　　　補助対象経費、補助金額及び補助率は、次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助金額 | 補助率 |
| 円 | 円 |  |

第４　申請の取下げ及び事情変更による決定の取消し等

１　補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から14日以内に、別記様式第３号による補助事業辞退届を知事に提出しなければならない。また、交付の決定前に申請を取り下げるときも補助事業辞退届を提出するものとする。

２　知事は、交付の決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

第５　申請事項の変更

　１　補助事業者は、次に掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ事業変更承認申請書（交付要綱別記様式第４号）を知事に提出し、その承認を受けなければなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

(1) 事業内容の著しい変更

(2) 事業費の３割を超える変更

２　知事は、１の申請があった場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請事項に修正を加え、又は条件を付して承認することができる。

第６　事業の中止又は廃止

１　補助事業者が補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（交付要綱別記様式第５号）を知事に提出しなければならない。

２　知事は、１の申請書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により適当と認められる場合は、事業の中止又は廃止の承認の通知をする。

第７　事故報告

補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事故報告書（交付要綱別記様式第６号）を知事に提出し、その指示に従わなければならない。

第８　実施状況報告書の提出

知事は、補助金の交付決定後、円滑適正な執行を図るために必要があるときは、補助事業者から事業実施状況報告書（別記様式第７号）を提出させることができる。

第９　遂行命令等

１　知事は、補助事業者が提出する報告書、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 221条第２項の規定による調査等により、補助事業が交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。

２　知事は、補助事業者が１の命令に違反したときは、補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

第10　実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したときは、又は補助事業が完了しない場合で、都の会計年度が終了したときは、実績報告書（交付要綱別記様式第８号）を速やかに知事に提出しなければならない。事業を廃止した場合も同様とする。

第11　額の確定

１　知事は、第10の規定により実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付要綱別記様式第10号により当該補助事業者に通知する。

２　前項の規定による交付すべき補助金の確定額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額と交付決定額とのいずれか低い額とする。

第12　是正措置

１　知事は、第11の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置を命ずる。

２　第10の規定は、前項の命令により補助事業者が必要な措置をした場合について準用する。

第13　補助金の支払及び請求

１　知事は、第11の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。

２ 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、交付要綱別記様式第10号による補助金請求書を知事に提出するものとする。

３　知事は、補助金請求書が提出されたときは、速やかに補助金を支出するものとする。

第14　決定の取消し

１ 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合、補助事業者に対して補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員、使用人、従業者、構成員等を含む。）が、暴力団等に該当するに至ったとき。

(4) その他補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令若しくは交付の決定に基づく命令に違反したとき。

２ 前項の規定は、第11の規定により、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

第15　補助金の返還

知事は、第14の規定により交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

第16　違約加算金及び延滞金

１ 知事が、第14の規定によりこの交付決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき、年10.95 パーセントの割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、 365日当たりの割合とする。)で計算した違約加算金( 100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

２ 知事が補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（ 100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

第17　違約加算金及び延滞金の計算

１　第16の１の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

２　第16の２の規定により延滞金の納付を命じた場合において返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付金額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

　第18　財産処分の制限

１　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産を、金額の大小にかかわらず、事業終了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助交付の目的に従って効率的運営を図らなければならない。

２　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産で、財産処分制限期間（法定耐用年数）を経過しない場合においては、財産管理台帳（交付要綱別記様式第11号）及びその他関係書類を、当該期間が経過するまで管理保管しなければならない。

３　補助事業者は、２に掲げられる財産について、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、東京都補助金等交付規則第24条に基づき、交付要綱別記様式第12号により知事に申請し、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

４　３において、補助金等交付財産の財産処分承認基準（平成23年６月１日付23財主財第38号）に基づき、承認事務を行うこととする。

第19　帳簿及び関係書類の整理保管

補助事業者は、事業実施及び実績報告に係る関係書類を事業完了後から事業導入した財産の耐用年数期間、保管しておかなければならない。

第20　職員の調査等

知事は、補助事業者に対し補助事業の実施状況、補助金の収支及び補助金に係る帳簿書類、その他について、立入調査をし、又は報告を求めることができる。

別記様式第３号（第６関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　　　号

　年　　月　　日

　東京都知事　殿

　 住所：

氏名：　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　年度東京産農産物の学校給食活用促進事業（学校給食に取り組む農業者への

農業機械導入支援）辞退届

　　　　年　　月　　日付　　　第　　　号をもって交付決定の通知があった標記事業について、下記の理由により辞退いたします。

記

１　交付予定額　　　　　　　　　　　　　　円

２　辞退の理由

別記様式第４号（第７関係）

番　　　　　号

　年　　月　　日

　東京都知事　殿

　住所：

氏名：　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　年度東京産農産物の学校給食活用促進事業（学校給食に取り組む農業者への

農業機械導入支援）変更承認申請書

　　　　年　月　日付　　　第　　　号をもって補助金の交付決定の通知のあった標記事業の実施について、東京産農産物の学校給食活用促進事業（学校給食に取り組む農業者への農業機械導入支援）費補助金交付要綱第７の１の規定に基づき、下記のとおり計画を変更したいので、その承認及び補助金　　　　円の変更交付を申請します。

記

１　変更の理由

２　変更の内容

（別記様式第１号の「記」に準じ、変更部分について二段書きで、変更前を上段に（　）書きにする。）

別記様式第５号（第８関係）

番　　　　　号

　年　　月　　日

　東京都知事　殿

住所：

氏名：　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　年度東京産農産物の学校給食活用促進事業（学校給食に取り組む農業者への

農業機械導入支援）中止(廃止)承認申請書

　　　　年度において東京産農産物の学校給食活用促進事業（学校給食に取り組む農業者への農業機械導入支援）費補助金交付要綱第８の規定に基づき、下記のとおり事業を中止(廃止)したいので承認されたく申請します。

記

１　中止(廃止)の理由

２　補助事業の当初からの経過及び現状

別記様式第６号（第９関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 番　　　　　号

　年　　月　　日

　東京都知事　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所：

氏名：　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　年度東京産農産物の学校給食活用促進事業（学校給食に取り組む農業者への

農業機械導入支援）事故報告書

　　　　年　月　日付　　　第　　　号をもって補助金の交付決定の通知のあった標記事業について、東京産農産物の学校給食活用促進事業（学校給食に取り組む農業者への農業機械導入支援）費補助金交付要綱第９の規定に基づき、下記のとおり事故報告します。

記

１　事故の内容

２　事故発生前における補助事業の状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 交　　付決定額 | 　 月　　日現在の支　　出　　額 | 残　　　高 | 支出予定額 |
| 補助事業に要する経　　費 | 補助金額 | 補助事業に要する経　　費 | 補助金額 | 補助事業に要する経　　費 | 補助金額 |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 事業遂行不能の場合の不用額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |

３　今後の対応

別記様式第７号（第10関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 番　　　　　号

　年　　月　　日

　東京都知事　殿

住所：

氏名：　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　年度東京産農産物の学校給食活用促進事業（学校給食に取り組む農業者への

農業機械導入支援）実施状況報告書

　　　　　年　月　日付　　第　　　号をもって補助金の交付決定の通知のあった標記事業について、東京産農産物の学校給食活用促進事業（学校給食に取り組む農業者への農業機械導入支援）費補助金交付要綱第10の規定に基づき、　　　　年　月　日現在の事業実施状況を下記のとおり報告します。

記

１　実施状況

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業実施主体名 | 事業内容 | 当初計画 | 　月　日現在執行率 | ３月末日予定 |
| 補助事業に要する経　　費 | 補助事業に要する経　　費 | 進捗率 | 補助事業に要する経　　費 |
|  |  | 円 | 円 | ％ | 円 |

２　今後の予定

３　事業完了予定年月日

　　年　　月　　日

別記様式第８号（第12関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 番　　　　　号

　年　　月　　日

　東京都知事　殿

住所：

氏名：　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　年度東京産農産物の学校給食活用促進事業（学校給食に取り組む農業者への

農業機械導入支援）実績報告書

　　　　年　月　日付　　　第　　　号をもって補助金の交付決定の通知のあった標記事業について、下記のとおり事業を実施したので、東京産農産物の学校給食活用促進事業（学校給食に取り組む農業者への農業機械導入支援）費補助金交付要綱第12の規定に基づき、その実績を報告します。

記

（記以下については、別記様式第１号の「記」に準じ、変更部分について二段書きで、変更前を上段に（　）書きにする。）

１　事業の目的及び内容

２　経費の区分

（１）（２）以外の出荷用機械について（補助率２／３以内）

　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業内容（導入した出荷用機械） | 補助対象経費（税抜）　　　（Ａ） | 負担区分 |
| 都補助金（Ｂ）=（Ａ）×補助率 | 補助事業者負担費（Ａ）－（Ｂ） |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |

※負担区分の都補助金は、千円未満切捨て

（２）エコ農産物の出荷に必要な出荷用機械について（補助率３／４以内）

　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業内容（導入した出荷用機械） | 補助対象経費（税抜）　　　（Ａ） | 負担区分 |
| 都補助金（Ｂ）=（Ａ）×補助率 | 補助事業者負担費（Ａ）－（Ｂ） |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |

※負担区分の都補助金は、千円未満切捨て

３　収支予算

　（１）収入の部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　　　分 | 精　算　額（円） | 備　　　考 |
| 補助事業者負担費 |  |  |
| 都　　補　　助　　金 |  | （千円未満切捨て） |
| 収　　入　　計　 |  |  |

（２） 支出の部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 精　算　額（円） | 備　　　考 |
| 学校給食に係る出荷用機械 |  |  |
| 支　　出　　計　 |  |  |

※収入計と支出計を一致させること。

４　事業完了年月日

 　　　　　年　　月　　日

５　添付資料

（１）　成果物の写真（導入機械の近景、全景）、設置位置図、工事を伴う場合は図面

（２）　支出を証明する書類（領収書等）

（３）　財産管理台帳

（４）　その他

別記様式第9号（第13関係）

 　　　　番　　　　　号

　住所：

氏名：

　　　年度東京産農産物の学校給食活用促進事業（学校給食に取り組む農業者への農業機械導入支援）費補助金の額の確定について

　　　　年　月　日付　　　第　　　号をもって交付決定した　　　年度東京産農産物の学校給食活用促進事業（学校給食に取り組む農業者への農業機械導入支援）費補助金については、　　　年　月　日付　　　　第　　号をもって提出された実績報告書を審査した結果、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認められるので、その額を　　　　　円に確定する。

　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　東京都知事　　　　　　　　　　　　　　　印

別記様式第10号（第15関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 番　　　　　号

　年　　月　　日

　東京都知事　殿

　　　　　　 住所：

氏名：　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　年度東京産農産物の学校給食活用促進事業（学校給食に取り組む農業者への

農業機械導入支援）費補助金請求書

　　　　年　月　日付　　　第　　　号をもって補助金の額の確定の通知のあった標記補助金について、東京産農産物の学校給食活用促進事業（学校給食に取り組む農業者への農業機械導入支援）費補助金交付要綱第15の２の規定に基づき、下記金額を請求します。

記

１　交付決定額　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　円

２　補助金確定額　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　円

３　請求額　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　円

別記様式第11号（第20関係）

財産管理台帳

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業実施年度 |  | 事　業　名 | 東京産農産物の学校給食活用促進事業（学校給食に取り組む農業者への農業機械導入支援） | 事業実施主体 |  | 設　置場　所 |  |
| 事業の内容 | 経費の配分 | 処分制限期間 | 処分の状況 |
| 事　業　内　容 | 工　期 | 事業費 | 負担区分 | 耐用年数 | 処分制限年月日 | 承認年月日 | 処分内容 | 摘　　要 |
| 着工年月日 | 竣工年月日 | 都補助金 | 事業実施主体 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合　　　　計 |  |  |  |  |  |  |  |  |

（注）１ 「処分制限年月日」の欄には、処分制限の終期を記入する。

２ 「処分内容」の欄には、譲渡・交換・貸付け・担保提供等別に記入する。

３ 「摘要」の欄には、譲渡先・交換先・貸付先・抵当権等の設定権者の名称又は補給金返還額を記入する。

別記様式第12号（第20関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 番　　　　　号

　年　　月　　日

　東京都知事　殿

 住所：

氏名：　　　　　　　　　　　　　　　　印

東京産農産物の学校給食活用促進事業（学校給食に取り組む農業者への

農業機械導入支援）により取得した財産の処分承認申請書

東京産農産物の学校給食活用促進事業（学校給食に取り組む農業者への農業機械導入支援）により取得した(又は効用の増加した)財産について、東京産農産物の学校給食活用促進事業（学校給食に取り組む農業者への農業機械導入支援）費補助金交付要綱第20の３の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、承認を受けたく申請します。

記

１　処分の理由

２　処分の対象設備等

（１） 設備等の名称、所在、数量

（２） 事業主体

（３） 事業費・補助金額・補助率

（４） 設備等の耐用年数(処分制限期間)、経過年数

（５） 現況写真(添付)、図面

３　処分の方法(処分区分)

４　取扱いに関する要件の適合について

５　納付金額(予定額)